

会計年度任用職員制度創設に伴う条例の制定について

1 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、関係する4条例について、松江市の例を参考に制定を行うもの。

2 要旨

(1) 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

ア パートタイム会計年度任用職員に対し支給する報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法を定める。

イ 報酬の額は、日額、月額又は時間額で定める。

ウ 期末手当は、任期の定めが6月以上の職員であって、基準日に在職する者に対して支給する。

エ 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額とする。

オ 通勤に係る費用弁償を支給する。

(2) 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の分限に関する条例

ア 会計年度任用職員は、新たに地方公務員法上の分限対象となることから、会計年度任用職員の意に反する免職、休職及び降給の手續及び効果等に関し必要な事項を定める。

(3) 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

ア 会計年度任用職員は、新たに地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ懲戒処分の対象となることから、懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定める。

(4) 島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の育児休業等に関する条例

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業は、在職期間等の一定の条件を満たす会計年度任用職員に適用されることから、育児休業等に関し必要な事項を定める。

3 条例案

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年4月1日